

參 考 資 料

社援発0418第359号
平成26年4月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

生活保護法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下「改正法」という。）については、平成25年12月13日に公布され、その概要について、平成25年12月13日付け社援発第5号当職通知「生活保護法の一部を改正する法律の公布について」を発出したところである。

今般、改正法が平成26年7月1日から全面施行されることに伴い、生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第164号。以下「改正政令」という。）及び生活保護法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第57号。以下「改正規則」という。）が平成26年4月18日に公布され、平成26年7月1日から施行される。

今回施行される改正法、改正政令及び改正規則の規定について、その趣旨、主な内容等は、下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

記

第1 申請による保護の開始及び変更並びに扶養義務者に対する通知に関する事項

1 改正の趣旨及び内容

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第7条では、申請保護の原則を探っているが、申請から決定までの手続について定める法第24条には、これまで具体的な申請手続については定めていなかったところである。改正法により、法第24条の保護の要否等の決定のための事実確認を担保する趣旨である法第29条を見直し、福祉事務所の調査権限の拡大を行うことに合わせて、申請時の確認事項についても法律上明確に位置づける必要があるという法制的な整合性を図る観点から、法第24条を見直し、保護の開始等の申請に当たっての申請書の提出等に係る手続を整備することとしたこと。（改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第24条第1項及び第2項関係）

現在、事情のある者に認めている口頭による保護の開始等の申請も含め、現行の運用の取扱いをこの改正により変更するものではなく、また、保護の開始の申請等の意思が示された者に対しては、その申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることは改正後も何ら変わるものではないこと。

また、生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給するための要件とはされていない。これは、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといった場合には、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適当ではないこと。

新法に新設する扶養義務者から報告を求めることができる規定（新法第28条第2項）や、扶養義務者から費用を徴収することができる規定（法第77条）の適用があり得る扶養義務者に対しては、事前に親族が保護を受けることを把握できるようにすることが適当であることから、保護開始の決定の際にその事実を扶養義務者へ通知する規定を設けることとしたこと（新法第24条第8項関係）。ただし、当該通知を行うのは、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合に限ることとしたこと。（改正規則による改正後の生活保護法施

行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）（以下「新規則」という。）第 2 条第 1 項

また、当該規定は、法制的な観点から規定することとしたものであり、扶養義務者による扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するという考え方を変えるものではないこと。

2 留意事項

1 と併せて、改正規則において、規則の規定を次のとおり改正することとしたこと。

（1）保護の開始等の申請等

① 新法第 24 条第 1 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による保護の開始等の申請は、保護の開始を申請する者（以下「申請者」という。）の居住地又は現在地の保護の実施機関に対して行うこととする。（新規則第 1 条第 1 項関係）

② 保護の実施機関は、保護の開始等の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならないこと。（新規則第 1 条第 2 項関係）

なお、新法第 24 条第 2 項の規定に基づく保護の開始等の申請に当たって申請書に添付しなければならない書類について、新規則で規定するものはないので留意すること。

（2）扶養義務者に対する通知

① 扶養義務者への通知

新法第 24 条第 8 項の規定に基づく扶養義務者への通知は、次のいずれにも該当する場合に限り行うこととしたこと。（新規則第 2 条第 1 項関係）

ア 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第 77 条第 1 項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合

イ 申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認めた場合

ウ ア及びイのほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより申請者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合

② 扶養義務者に通知する事項

当該通知する事項として、申請者の氏名及び当該者からの保護の開

始の申請があった日を規定することとしたこと。(新規則第2条第2項関係)

第2 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求め等に関する事項

1 改正の趣旨及び内容

要保護者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、要保護者から説明を求めることがあるが、これまで明確な根拠規定がなかったことから、法第28条を改正し、福祉事務所が保護の決定及び実施等に必要があると認めるときは、要保護者に対し、報告を求めることができる規定を設けることとしたこと。(新法第28条第1項関係)

上記第1の扶養義務者への通知の規定でも記載しているとおり、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといった場合には、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適当ではない。このため、扶養義務者等へ報告を求めることができる規定を設けこととし(新法第28条第2項関係)、扶養義務者に対する当該報告の求めは、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合に限ることとするものであること。

(新規則第3条関係)

2 留意事項

1と併せて、改正規則により、新法第28条第2項の規定に基づく保護の実施機関による扶養義務者に対する報告の求めは、当該扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行しておらず、かつ、当該求めが次のいずれにも該当する場合に限り、行うこととしたこと。(新規則第3条関係)

ア 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第77条第1項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合

イ 要保護者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認めた場合

ウ ア及びイのほか、保護の実施機関が、当該求めを行うことにより要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合

第3 官公署等に対する資料提供の求め等に関する事項

1 改正の趣旨及び内容

法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る

資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、福祉事務所が保護の決定又は実施のために要保護者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況を確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給対策をより実効あらしめるため、次のとおり福祉事務所の調査権限の強化を図ることとしたものであること。

(新法第 29 条)

- (1) これまで、法第 29 条の調査権限の内容については、要保護者の「資産及び収入の状況」が定められていたが、要保護者に対する自立に向けた更なる就労指導、要保護者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、健康状態や求職活動の状況等を追加すること。
- (2) 法第 29 条の調査目的について、保護の決定及び実施に加え、新法第 77 条及び第 78 条の費用等の徴収を加えるとともに、調査対象者について、これまでの「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすること。
- (3) これまで法第 29 条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの課題があつたことから、法別表第一に掲げる情報については、官公署等に調査に対する回答義務を設けること。

2 留意事項

1 と併せて、改正政令において、生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号。以下「令」という。）を改正し、新法第 29 条第 1 項第 1 号に基づき、保護の実施機関又は福祉事務所が官公署等に資料の提供等を求めることができる要保護者又は被保護者であった者に係る政令で定める事項について、支出の状況を定めることとしたこと。（改正政令による改正後の令（以下「新令」という。）第 2 条の 2 関係）

これは、特に金銭管理が困難である被保護者については、その適正な保護の決定、実施等の観点から、銀行等の金融機関で保有している当該者の預金残高からの支出に関するもの等、その支出の状況に関する情報について把握する必要がある場合があることから規定するものであること。

第 4 医療機関等の指定制度の見直しに関する事項

1 法改正の趣旨及び内容

- (1) 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化等
法による医療扶助を担当する指定医療機関の指定及び指定取消しにつ

いては、これまで具体的な要件が規定されておらず、不適正な指定医療機関への対応が十分行われる環境にあるとは言いがたい状況にあった。このため、新法では、健康保険の取扱い等を参考に、指定医療機関等の指定及び指定取消要件を明確化するなど指定医療機関の指定制度等について見直しを行ったこと。（新法第49条から第51条まで関係）

具体的には、新法では、指定医療機関の指定要件に欠格事由（指定申請を行う医療機関の開設者又は管理者が、指定の取消しがあってから5年を経過していない場合には、指定を受けることができない等）や、指定の更新制（指定医療機関は6年毎に更新を受けなければ指定の効力が失効する）等を新たに創設したこと。

このため、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）本庁においては、申請のあった医療機関について過去の情報（開設者や管理者）を確認し、また、指定の更新日が近付いた指定医療機関に対して、必要に応じて更新時期が近付いたことの通知等を行うことにより、指定の更新が遺漏なく実施されるよう配慮する必要があり、これまで以上に指定医療機関の情報を適切に管理することが求められること。

併せて、指定介護機関等についても、今般の指定医療機関の指定制度等の見直しに合わせて指定要件の明確化等の見直しを行っていること。
(新法第54条の2及び第55条関係)

（2）不適切な事案等への対応の強化

多くの医療機関等では適正な医療の給付が行われている中で、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、一部の医療機関等で生じている不適切な事例について厳正に対処する必要がある。そのため新法ではこれまで対象となっていなかった指定医療機関等の開設者であった者等についても、必要と認める事項の報告を命じること等ができるものとするほか、偽りその他不正な手段により医療等の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関等があるときは、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとしたこと。（新法第54条及び第78条第2項関係）

なお、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）及び「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知）について改正を行い、不正等の事実が認められる指定医療機関等に対し、指定の取消し又は指定の効力停止の処分を行う場合であって、診療及び診療報酬の請求に係る返還金が生じた場合には、原則

として、その返還させるべき額のほか、返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額の金額を都道府県又は市町村の長に支払うべきものとすることとしていること。

(3) 指定医療機関等への指導体制の強化等

ア 指定医療機関等に対する指導等の実施に当たっては、都道府県等が指定した医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県等が行うべきものである。

今後もその考え方は変わるものではないが、一部の不適切な指定医療機関等に効率的・効果的に対処できるようにするために、改正法では、都道府県等が指定した医療機関等への立入検査等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、都道府県等と密接な連携の下で、国も実施できることとしている。

(新法第 84 条の 4 関係)

具体的な連携方法や指導検査体制等については、現在、地方自治体によって指導検査体制や指導方法等が相当程度異なる状況にあるため、現時点において一律定型化し示すことは困難と考えている。このため、個別指導について、厚生労働省において適宜地方自治体から相談を受けつつ、当面の間は、連携して指導等を行う地方自治体を限定して対応し、具体的な事例を積み重ねていくこととしている。

イ 指定医療機関又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できることとした。そのため、都道府県知事は、指定医療機関の指定を取り消した場合であって、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、その事実を厚生労働大臣に通知することとしたこと（新法第 83 条の 2）。また、健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合に、指定医療機関の指定を取り消すことができることとしたことから、保険医療機関の指定取消の状況の把握に十分留意すること。（新法第 51 条第 2 項第 1 号関係）

(4) 指定介護機関の指定の申請手続

ア これまで、介護扶助の給付を担当する指定介護機関については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームについて、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項（地域密着型介護老人福祉施設）又は第 48 条第 1 項第 1 号（介

護老人福祉施設）の指定があった機関は法の指定介護機関の指定を受けたものとみなし、他の介護機関については、法による指定を受けるための指定を受けることが必要であった。

これを新法では、介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関すべてについて、法による指定を受けたものとみなし、当該介護機関については、介護保険法による指定の取消し等があった場合には、法による指定の効力についても失効するものとしたこと。（新法第 54 条の 2 第 2 項及び第 3 項関係）

イ ただし、介護保険法の指定又は開設許可を受けた介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、あらかじめ、新法の指定を不要とする別段の申出をしたときは、新法による指定を受けたものとはみなさないものとしたこと。（新法第 54 条の 2 第 2 項ただし書関係）

このため、都道府県等本庁の生活保護担当部局は、都道府県又は市町村の介護保険担当部局において介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関の情報を適宜把握することが求められること。

ウ 介護保険法の指定又は開設許可を受けた介護機関が、一旦は、新法の指定を不要とする旨を申し出たが、その後、新法の指定介護機関の指定の申請を行うことも想定されるため、こうした場合における指定に係る規定を整備したこと。（新法第 54 条の 2 第 1 項及び第 4 項関係）

エ なお、改正法附則第 6 条第 1 項において、現行法の規定による指定を受けている指定介護機関は、施行日において改正法の規定による指定を受けたものとみなされるものとしているが、当該指定介護機関は、新法第 54 条の 2 第 2 項の規定による指定（みなし指定）を受けたものではないため、改正法による改正前の法第 54 条の 2 第 2 項の規定の適用を受けたものを除き、当該指定介護機関が介護保険法の規定による指定の取消し等があった場合であっても、指定の取消し等を行わなければ指定の効力は失われないものであるので、留意する必要があること。（改正法附則第 6 条関係）

（5）指定施術機関におけるはり師及びきゅう師の取扱い

新法による医療の給付のうち、施術の給付については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、都道府県知事の指定を受けた者が行うことができるものとしていること。

（新法第 34 条第 4 項関係）

これにより、新法の施行日前から医療扶助運営要領により施術（はり・

きゅう）を担当するはり師及びきゅう師として登録されている者が、新法の施行日後においても施術（はり・きゅう）を引き続き担う場合には、新法第55条第1項の規定による指定を受けなければならないことに留意すること。

（6）指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関へ指定医療機関に係る指定手続等の規定の準用

指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関については、指定医療機関の指定及び指定取消要件や報告等の規定について、これを読み替えて準用することとしていること。また、不正利得による返還金額への徴収金の上乗せについても、指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関に対して適用されるものであり、指定医療機関と同様に不適切な事案に対する対応を強化しているものであること。（新法第54条の2第4項、第55条第2項及び第78条第2項関係）

なお、指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関については、指定の有効期間（指定の更新制）の導入はしないこととしていることに留意すること。

2 留意事項

上記1と併せて、改正政令において令を、改正規則において規則を、それぞれ次のとおり改正することとしたので留意すること。

（1）改正政令による令の改正

ア 指定医療機関等の指定の拒否に係る法律

改正法により新たに規定された、指定医療機関等の指定に係る拒否要件である、「申請者がこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき」（新法第49条の2第2項第3号（同条第4項（新法第49条の3第4項及び第54条の2第4項において準用する場合を含む。）、新法第49条の3第4項、第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）における「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等を定めることとしたこと。（新令第4条の2関係）

イ 指定医療機関等の指定の取消しに係る法律

改正法により新たに規定された指定医療機関等の指定の取消しに当たっての要件である、「指定医療機関が、この法律その他国民の保健医

療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき」(新法第51条第2項第8号(新法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。))における「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」について、健康保険法等を定めることとしたこと。(新令第4条の3関係)

ウ 指定医療機関の指定の更新に関する読み替え

新法第49条の3第4項の規定において、指定医療機関の指定の更新について、健康保険法第68条第2項の規定を準用する場合における、必要な技術的読み替えについて、規定することとしたこと。(新令第4条の4関係)

エ 指定介護機関に関する読み替え

新法第54条の2第4項の規定において、新法第49条の2(第2項第1号を除く。)及び第50条から第54条までの指定医療機関に関する規定を指定介護機関について準用する場合における必要な技術的読み替えについて、規定することとしたこと。(新令第6条関係)

オ 指定助産機関及び指定施術機関に関する読み替え

新法第55条第2項の規定において、新法第49条の2第1項、第2項(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)及び第3項、第50条、第50条の2、第51条(第2項第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。)並びに第54条の規定を指定助産機関及び指定施術機関について準用する場合における必要な技術的読み替えについて、規定することとしたこと。(新令第7条関係)

(2) 改正規則による規則の改正

ア 指定医療機関の指定等の申請の手続

改正法により、指定医療機関の指定及び指定取消しに係る要件を明確化し、指定の更新制を導入したこと等に伴い、当該指定等の申請に係る手続について、次のとおり改正することとしたこと。

(ア) 厚生労働大臣による指定の申請に係る手続

新法第49条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣による指定医療機関の指定の申請に係る申請書等に記載する事項として、都道府県知事による指定医療機関の指定の申請に係る申請書等に記載する事項と同様のものを新たに規定したこと。(新規則第10条第1項関係)

(イ) 都道府県知事による指定の申請に係る手続

新法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、

都道府県知事による指定医療機関の指定の申請に係る申請書等に記載する事項として、医療機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称を追加する等、所要の改正を行ったこと。(新規則第 10 条第 2 項関係)

(ウ) 指定の更新の申請に係る手続

新法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき、指定の更新の申請に係る申請書等に記載する事項を新たに規定したこと。(新規則第 10 条第 3 項及び第 4 項関係)

イ 指定の取消しに該当しないことが相当と認められる場合

新法第 49 条の 2 第 2 項第 4 号(同条第 4 項(新法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)、新法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。))に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて、厚生労働大臣又は都道府県知事が報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実等に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとすることとしたこと。(新規則第 10 条の 2 関係)

ウ 聽聞決定予定日の通知

新法第 49 条の 2 第 2 項第 6 号(同条第 4 項(新法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)、新法第 49 条の 3 第 4 項、第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による通知について、検査が行われた日から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知することにより行うものとすることとしたこと。(新規則第 10 条の 3 関係)

エ 厚生労働省令で定める事業所又は施設

都道府県知事による指定医療機関の指定について、新法第 49 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設として、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を規定することとしたこと。(新規則第 10 条の 4 関係)

オ 指定の更新の申請を不要とする医療機関

新法第 49 条の 3 第 4 項において準用する健康保険法第 68 条第 2 項の厚生労働省令で定める指定医療機関(指定医療機関の指定の更新の申請を不要とする医療機関)について、保険医療機関や保険薬局であって、指定

医療機関の指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその者と同一世帯に属する配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものとしたこと。（新規則第 10 条の 5）

カ 指定医療機関の指定の取消し等を行った場合における厚生労働大臣への通知

新法第 83 条の 2 の規定に基づき、都道府県知事が指定医療機関の指定の取消し等を行った場合において、健康保険法第 80 条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときにおける、厚生労働大臣への通知は、当該処分を行った指定医療機関の名称及び所在地等を記載した通知書を当該指定医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長に送付して行うものとすることとしたこと。（新規則第 22 条の 4 関係）

キ 指定医療機関の指定の申請に係る経過措置

（ア）改正法附則第 5 条第 2 項の厚生労働省令で定める期間

改正法附則第 5 条第 2 項の規定により、改正法の施行（平成 26 年 7 月 1 日）の際、新法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定は、施行日から 1 年以内に指定医療機関の申請をしなければ、当該期間の経過によって効力を失う。（改正規則附則第 2 条第 1 項関係）

（イ）改正法附則第 5 条第 3 項の厚生労働省令で定める期間

改正法附則第 5 条第 3 項の規定により、改正法の施行（平成 26 年 7 月 1 日）の際、新法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定に係る施行日以後の最初の更新は、施行日から 6 年を経過する日までではなく、施行日から健康保険法第 68 条第 1 項の規定により同法第 63 条第 3 項第 1 号の指定の効力が失われる日を経過する日までに行うものとすることとしたこと。ただし、施行日から 1 年以内に当該日が到来する場合にあっては、当該日から 6 年を経過する日までに行うものとすることとしたこと。

また、指定訪問看護事業者等の最初の指定の更新については、健康保険法による指定を受けている訪問看護事業者（介護保険法による指定を受けているものを除く。）にあっては、施行日から 6 年を経過する日までに行うものとすること。

さらに、上記以外の訪問看護事業者等あっては、介護保険法の指定の有効期間の満了日までに行うものとすること。ただし、施行日から 1 年以内に当該日が到来する場合にあっては、当該日から 6 年を経過

する日までに行うものとすることとしたこと。

(改正規則附則第2条第2項関係)

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の詳細については、別途、示すものであること。

ク 指定介護機関の指定の申請の手続

改正法により、指定介護機関の指定及び指定取消しに係る要件を明確化したこと等に伴い、当該指定の申請に係る手続について、次のとおり改正することとしたこと。

(ア) 厚生労働大臣による指定の申請に係る手続

新法第54条の2第4項において準用する第49条の2第1項の規定に基づく厚生労働大臣による指定介護機関の指定の申請に係る申請書等に記載する事項として、都道府県知事による指定介護機関指定の申請に係る申請書等に記載する事項と同様のものを新たに規定したこと。(新規則第10条の6第1項関係)

(イ) 都道府県知事による指定の申請に係る手続

新法第54条の2第4項において準用する新法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、都道府県知事による指定介護機関の指定の申請に係る申請書等に記載する事項として介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称を追加する等、所要の改正を行ったこと。(新規則第10条の6第2項関係)

ケ 指定介護機関に係る別段の申出

新法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、介護保険法による指定等を受けた介護機関が行う別段の申出は、介護機関の名称及び住所地、新法による指定を不要とする旨等を記載した申出書を都道府県知事(国)の開設した介護老人保健施設にあっては、地方厚生局長)に提出することにより行うこととすることとしたこと。(新規則第10条の7関係)

コ 指定助産機関及び指定施術機関の指定の手続

新法第55条第2項において準用する新法第49条の2第1項の規定に基づく指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請に係る手続等について、所要の規定の整備を行ったこと。(新規則第10条の8関係)

第5 就労自立給付金の創設に関する事項

1 改正の趣旨及び内容

生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止す

ることが重要である。そのため、被保護者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金を支給する制度を創設したものであること。(新法第 55 条の 4 関係)

2 留意事項

1 と併せて、改正政令において令を、改正規則において規則を、それぞれ次のとおり改正することとしたので、留意すること。

(1) 改正政令による令の改正

新法第 55 条の 4 第 3 項の規定により、就労自立給付金の支給機関が、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、他の支給機関に委託して行うことができるとしている場合における手続等について、次のとおり定めることとしたこと。(新令第 8 条関係)

ア 委託することが適當である場合

支給機関は、被保護者との連絡上、就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託して行うことが適當であると認めるとときは、当該事務の一部を他の支給機関に委託することができること。

イ 委託に当たっての手續

就労自立給付金の支給に関する事務の委託に当たっては、関係の支給機関は、協議により当該委託に関する条件を定め、議会の同意を経なければならない。また、支給機関は、当該事務の委託を行い、又は委託を受けたときは、その旨を告示しなければならないこと。

(2) 改正規則による規則の改正

① 就労自立給付金の支給要件

新法第 55 条の 4 第 1 項の規定による厚生労働省令で定める安定した職業について、おおむね 6 月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとしたこと。(新規則第 18 条の 2 関係)

② 厚生労働省令で定める事由

新法第 55 条の 4 第 1 項の規定による保護を必要としなくなったと認める厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとすることとしたこと。(新規則第 18 条の 3 関係)

ア 被保護者が事業を開始し、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持することができると認められること。

- イ 就労による収入を得ている被保護世帯について、当該世帯の就労による収入が増加し、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持することができると認められること。
- ウ 就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯について、当該世帯に属する被保護者が職業（安定した職業を除く。）に就いたことにより、おおむね 6 月以上最低限度の生活を維持することができると認められること。

③ 就労自立給付金の支給の申請

就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、その氏名及び住所又は居所、保護を必要としなくなった事由等を記載した申請書を支給機関に提出しなければならないこととしたこと。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があると認める場合は、この限りではないこととしたこと。（新規則第 18 条の 4 第 1 項関係）

また、支給機関は、当該申請書のほか、就労自立給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができるものとしたこと。（新規則第 18 条の 4 第 2 項関係）

④ 就労自立給付金の支給

就労自立給付金は、厚生労働大臣が定めた算定方法により算定した金額を、世帯ごとに保護の廃止の決定の際に支給することにより行うこととしたこと。（新規則第 18 条の 5 関係）

また、当該算定方法を定める告示（生活保護法施行規則第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法（平成 26 年厚生労働省告示第 224 号））を併せて公布しているので、留意すること。

⑤ 過去 3 年以内に就労自立給付金の支給を受けた者への不支給

就労自立給付金の支給を受けた日から 3 年を経過しない被保護者に対しては、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、就労自立給付金を支給しないこととしたこと。（新規則第 18 条の 6 関係）

⑥ 準備行為

新規則第 18 条の 4 の規定による申請書の提出は、この省令の施行前においても行うこととしたこと。（改正規則附則第 3

条関係)

第6 被保護者が有する損害賠償請求権の取得に関する事項

1 改正の趣旨及び内容

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、被保護者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなさるべきであるが、被保護者にとっては、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、被保護者は損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されたままとなるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、被保護者に対して保険金等が支払われた場合には、法第63条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示談までに時間を要することや、一時金（仮払金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、被保護者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、今般の改正法により、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、被保護者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する第三者求償権を創設することとしたこと。（新法第76条の2関係）

2 留意事項

1と併せて、改正規則において、被保護者は、第三者の行為を原因として医療扶助又は介護扶助を受けた場合には、その事実、当該第三者の氏名及び住所を、遅滞なく、保護の実施機関に届け出なければならないこととしたので、留意すること。（新規則第22条の2関係）

第7 不正な手段により保護を受けた場合等の費用等の徴収に関する事項

1 改正の趣旨及び内容

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第78条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができるとされている。

これまで、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費

に相当する額を返還するに過ぎず、法第 85 条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対する罰則が実質的に存在していなかったほか、当該者自らが徴収金の返還を行わなかつた場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、一般債権と同様の保全手続に従つて徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘があつた。公費によって全額その財源が賄われている生活保護の不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正に対処することが必要である。

このため、法第 78 条を改正し、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、不正受給を受けた金額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額を上乗せし徴収できることとともに、不正受給に係る徴収金について、国税の滞納処分の例により処分を行うことを可能としたこと（新法第 78 条第 1 項及び第 4 項関係）。

また、就労自立給付金についても、不正な手段により支給を受けた場合などは、上記と同様の対応が可能としているものであること。（新法第 78 条第 3 項関係）

さらに、確実な費用徴収を行う観点から、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、被保護者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人が申し出た場合において、生活の維持に支障がないことを前提に、福祉事務所が保護費又は就労自立給付金との調整を可能としたこと。（新法第 78 条の 2 関係）

2 留意事項

1 と併せて、改正規則において、規則を次のように改正することとしたので留意すること。

（1）新法第 78 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による申出

当該申出は、当該申出に係る者の氏名及び住所又は居所、保護金品等の一部を徴収金の納入に充てる旨を記載した申出書を保護の実施機関に提出することによって行うこととすること。（新規則第 22 条の 3 第 1 項関係）

（2）徴収金額の決定

保護の実施機関は、当該申出に係る徴収金の額を決定するに当たつては、当該徴収金の徴収後においても被保護者が最低限度の生活を維持することができる範囲で行うものとすること。（新規則第 22 条の 3 第 2

項関係)

第8 その他留意事項

第1から第7までのほか、改正法の施行等に伴い、令について、次のとおり改正することとしているので、留意すること。

(1) 代理納付の対象拡大

改正法の施行と併せて、法第37条の2の規定に基づき保護の実施機関が代理納付を行うことができる対象について、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用（住宅に係る共益費）及び被保護者が社会福祉事業として行われる事業により資金の貸付を受けた場合における当該貸付金の償還金を新たに追加することとしたこと。（新令第3条関係）

(2) 負担金等の算出基礎

新法第73条又は第75条に規定する都道府県又は国の負担金及び補助金の算出の基礎について、次のとおりとしたこと。（新令第10条関係）

ア 新法第76条の2の規定に基づき支払を受ける損害賠償金

新法第76条の2の規定に基づき支払を受ける損害賠償金については、本来保護費に充てられるべき性質のものであることから、国の負担及び補助の算出に当たって、各年度において支弁等した費用から控除することとしたこと。

イ 新法第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金

新法第78条において、返還金の加算金についても徴収できることとなったところであるが、当該加算金の徴収については、不正を行ったことによる秩序罰の趣旨によるものであり、返還金の徴収とは趣旨が異なることから、国の負担及び補助の算出に当たって、各年度において支弁等した費用から控除しないこととしたこと。

改 正 後

(政令で定める事項)

第二条の二 法第二十九条第一項第一号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

(新設)

(保護の方法の特例)

第三条 法第三十七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金錢について、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者
法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの	政令で定める者
法第三十三条第四項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて事業による貸付金の償還に係るもの	当該被保護者に対し当該貸付金に係る債権を有する者
	当該被保護者に対し法第十四条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者

改 正 前

(保護の方法の特例)

第三条 法第三十七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる費用とし、同条に規定する政令で定める者は、同表の上欄に掲げる費用の額に相当する金錢について、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

支払うべき費用であつて政令で定めるもの	政令で定める者
当該被保護者に対し当該貸付金に係る債権を有する者	当該被保護者に対し法第十四条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者
	当該被保護者に対し法第十四条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者
	当該被保護者に対し法第十四条各号に掲げる事項の提供に係る債権を有する者

（略）	（略）	（略）	（略）
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対する無利息又は低利で資金を融通する事業による貸付金の償還に係るもの	法第三十三条第四項の規定により交付する保護金品	法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品	法第三十七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用

(法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律)

(新設)

（略）	（略）	（略）	（略）
法第三十三条第四項の規定により交付する保護金品	法第三十三条第四項の規定により交付する保護金品	法第三十七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用	法第三十七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用

- 2 -

- 1 -

（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）	（法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次とおりとする。）	（略）	（略）
児童福祉法（昭和二十二年法律第二百四十五号）	（略）	（略）	（略）
医師法（昭和二十三年法律第二百二号）	（略）	（略）	（略）
歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）	（略）	（略）	（略）
保健師助産師看護師法（昭和二十二年法律第二百三号）	（略）	（略）	（略）
歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）	（略）	（略）	（略）
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	（略）	（略）	（略）

四十九	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
五十	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
五十一	社会福祉法
五十二	薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）
五十三	薬剤師法（昭和三十五年法律第一百四十六号）
五十四	老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）
五十五	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第一百三十号）
五十六	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）
五十七	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
五十八	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
五十九	介護保険法
六十	精神保健福祉士法（平成九年法律第一百三十一号）
六十一	言語聴覚士法（平成九年法律第一百三十二号）
六十二	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）
六十三	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
六十四	（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）
六十五	（法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。）
六十六	健康保険法
六十七	児童福祉法
六十八	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
六十九	医療法
七十	身体障害者福祉法
七十一	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
七十二	社会福祉法
七十三	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
七十四	薬事法
七十五	薬剤師法
七十六	老人福祉法
七十七	介護保険法
七十八	理学療法士及び作業療法士法
七十九	柔道整復師法
八十	社会福祉士及び介護福祉士法
八十一	義肢装具士法
八十二	発達障害者支援法（平成十六年法律第一百六十七号）
八十三	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
八十四	精神保健福祉士法
八十五	言語聴覚士法
八十六	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
八十七	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
八十八	（指定医療機関の指定の更新に関する読み替え）
八十九	（法第四十九条の三第四項の規定により、健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中一

(新設)

保険医療機関（第十九条第一項）の併用で語句「保険医療機関」であるのは、「生活保護法第五十一条第一項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあるのは、「同法第四十九条の三第一項」と、「同条第一項」とあるのは、「同法第四十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

(医療に関する審査機関)

第五条 法第五十三条第三項（法第五十五条の二において準用する場合を含む。）に規定する医療に関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会とする。

第六条 法第五十四条の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五五一条 法第五十三条第三項（法第五十五条において準用する場合を含む。）に規定する医療に関する審査機関で政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会とする。

第六条 法第五十四条の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	法の規定中読	号	第四十九条の二第二項第四	号	第四十九条の二第二項第五	号	第四十九条の二第二項第五	読み替えられる
読み替える字句	読み替える字句	項	第五十一条第一	項	第五十一条第二	項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一	字句
第一条	第五十四条の二第二項に おいて準用する第五十一	第二項	第五十四条の二第二項に おいて準用する第五十一	第二項	第五十四条の二第二項に おいて準用する第五十一	第二項	第五十四条の二第二項に おいて準用する第五十一	読み替える字句
第五十四条の二第二項に おいて準用する第五十一	第五十四条の二第二項に おいて準用する第五十一	第一項	第五十四条の二第二項に おいて準用する第五十一	第一項	第五十四条の二第二項に おいて準用する第五十一	第一項	第五十四条の二第二項に おいて準用する第五十一	読み替える規定

第一項 第五十四条第 二項 第五十五条第	第三項まで 第五十三条第 三項から第五 二項 第五十二条第			第一項 第五十三条第 二項 第五十三条第 二項 第五十二条第	第一項 第五十三条第 二項 第五十三条第 二項 第五十二条第
療報酬 診療内容及び診	診療報酬 診療報酬の額		前条	療報酬 診療内容及び診	療報酬 診療方針及び診
介護の報酬 介護サービスの内容及び	介護の報酬 介護の報酬の額		において準用する前条	介護サービスの内容及び 介護の報酬 第五十四条の二第四項に	介護の方針及び介護の報 酬 介護の方針及び介護の報

第五十条第一号	第四十九条の二第三項第二号	第四十九条の二第三項第一号	第四十九条の二第二項第八号	第四十九条の二第二項第七号	第五十一条第一項	第五十二条第一項	第五十四条第一項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第二項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十四 条第一項
医療	医療を	医療扶助	医療	医療	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第一項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第一項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第一項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第一項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第一項
介護	介護を	介護扶助	介護	介護	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第一項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第一項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第一項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第一項	第五十四条の二第四項に おいて準用する第五十一 条第一項

第七条及び第八条
削除

(就労自立給付金の支給に関する事務の委託)

(新設)

第八条 法第五十五条の四第二項に規定する支給機関（以下この条において「支給機関」という。）は、被保護者との連絡上就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託して行うこととが適當であると認めるときは、同第三項の規定により当該被保護者に係る就労自立給付金の支給に関する事務を他の支給機関に委託することができる。

2 | 31 |

就労自立給付金の支給に関する事務の委託に当たつては、關係の支給機関は、協議により当該委託に関する条件を定め、議会の同意を経なければならない。

支給機関は、法第五十五条の四第三項の規定により就労自立給付金の支給に関する事務の委託を行い、又は委託を受けたときは、その旨を告示しなければならない。

(負担金及び補助金算出の基礎)

第十一条 法第七十三条又は第七十五条に規定する都道府県又は国

の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基

準に従つて市町村又は都道府県が法第七十条（第四号を除く。）

）、第七十一条（第四号を除く。）又は第七十四条第一項の規

定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第六十三条の

規定により被保護者が返還した額、法第七十六条の二の規定に

に基づき支払を受ける損害賠償金、法第七十七条又は第七十八条

第一項から第三項までの規定により徴収した額（同条第一項か

ら第三項までの規定によりその徴収する額又は返還させるべき

額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収した場合にあ

つては、当該徴収した額を除く。）及び生活保護のためのその

他の収入の額を控除した精算額について行う。

2 (略)

(事務の区分)

第十二条 第一条第二項及び第三項並びに第八条第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

(事務の区分)

第十二条 第一条第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(申請)	正	改	正	前
第一条 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による保護の開始の申請は、保護の開始を申請する者（以下「申請者」という。）の居住地又は現在地の保護の実施機関に対して行うものとする。	削除			
2 1 保護の実施機関は、法第二十四条第一項の規定による保護の開始の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。				
2 2 法第二十四条第一項第五号（同条第九項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。				
2 3 一 要保護者の性別及び生年月日 二 その他必要な事項				
2 4 法第十五条の二第一項に規定するところの介護扶助（同条第二項に規定する居宅介護又は同条第五項に規定する介護予防に限る。）を申請する者は、法第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画又は同条第六項に規定する介護予防支援計画の写しを添付しなければならない。ただし、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条各号のいずれにも該当しない者であつて保護を要するものが介護扶助の申請を行う場合は、この限りでない。				
2 5 法第十八条第二項に規定する葬祭扶助を申請する者は、次に				
3 1 法第二十四条第一項第五号（同条第九項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。				
3 2 一 申請者の氏名及び住所又は居所 二 死者の氏名、生年月日、死亡の年月日、死亡時の住所又は居所及び葬祭を行う者との関係 三 葬祭を行うため必要とする金額				
3 3 四 法第十八条第二項第二号の場合においては、遺留の金品の状況				
3 4 保護の実施機関は、第四項又は前項に規定する書類又は申請書のほか、保護の決定に必要な書類の提出を求めることができる。				
4 1 (扶養義務者に対する通知) 法第二十四条第八項による通知は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。 一 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対し法第七十七条第一項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合				
4 2 二 保護の実施機関が、申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認めた場合				
4 3 三 前各号に掲げる場合のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより申請者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合				
4 4 法第二十四条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は次に掲げるものとする。				
5 1 (申請) 法第二十四条第一項又は第五項に規定するところの保護の開始又は保護の変更の申請は、左に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。				
5 2 一 申請者の氏名及び住所又は居所 二 要保護者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所、職業及び申請者との関係 三 保護の開始又は変更を必要とする事由				
5 3 法第十五条の二第一項に規定するところの介護扶助（同項第一号に規定する居宅介護又は同条第五項に規定する介護予防に限る。）の申請は、前項の書面に法第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画又は同条第六項に規定する介護予防支援計画の写しを添付して行わなければならない。ただし、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条各号のいずれにも該当しない者であつて保護を要するものが介護扶助の申請を行う				

二一 前号に規定する者から保護の開始の申請があつた日
申請者の氏名

二二 前号に規定する者から保護の開始の申請があつた日

申請者の氏名及び住所又は居所

二三 死者の氏名、生年月日、死亡の年月日、死亡時の住所又は居所及び葬祭を行う者の関係

二四 葬祭を行うために必要とする金額

三一 場合は、この限りでない。

三二 法第十八条第二項に規定するところの葬祭扶助の申請は、第一項の規定にかかるらず、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

三三 法第十八条第二項第二号の場合においては、遺留の金品の状況

三四 法第十八条第二項第二号の場合は、第三項に規定する書面のほか、要保護者の資産の状況を記載した書面その他の保護の決定に必要な書面の提出を求めることができる。

二二 (報告の求め)
第三条 保護の実施機関は、法第二十八条第二項の規定により要保護者の扶養義務者に報告を求める場合には、当該扶養義務者が民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による扶養義務を履行しておらず、かつ、当該求めが次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

一 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第七十七条第一項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合

二 保護の実施機関が、要保護者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する配偶者からの暴力を受けているものでないと認めた場合

三 一前各号に掲げる場合のほか、保護の実施機関が、当該求めを行うことにより要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがないと認めた場合

(立入調査票)

第四条 法第二十八条第三項の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第一号による。

(立入検査票)

第九条 法第四十四条第二項又は第五十四条第二項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第二号による。

(指定医療機関の指定の申請)

第十条 法第四十九条の二第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は

次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

二一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
二二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所

三一 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨

四一 法第四十九条の二第二項第二号から第九号まで（法第四十九条の二第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）
五 その他必要な事項

法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定

第四条 法第二十八条第二項の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第一号による。

(立入検査票)

第九条 法第四十四条第二項又は第五十四条第二項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第二号による。

(指定の申請)

第十条 (新設)

三一 場合は、この限りでない。

三二 法第十八条第二項に規定するところの葬祭扶助の申請は、第一項の規定にかかるらず、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

三三 法第十八条第二項第二号の場合は、第三項に規定する書面のほか、要保護者の資産の状況を記載した書面その他の保護の決定に必要な書面の提出を求めることができる。

に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第四条各号に掲げるものを含む。第一号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定訪問看護事業者等（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。））にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行なう事業所をいう。以下同じ。）の所在地。第四項及び第十一条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所

五 病院又は診療所にあつては、保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨
六 許約書

七 その他必要な事項

- 1 法第四十九条の三第一項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国に開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 現に受けている指定の有効期間満了日
二 許約書

（法第四十九条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

- 第十一条の二 法第四十九条の二第二項第四号（同条第四項）（法第四十九条の三第三項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省

以下同じ。）の規定により指定を受けようとする医療機関（国開設した医療機関を除く。以下この条において同じ。）又は助産師若しくはあん摩マツサージ指圧師若しくは柔道整復師（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書をその医療機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。））にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行なう事業所をいう。以下同じ。）の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院、診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
三 医師又は歯科医師にあつては、その氏名及び住所

四 助産師又は施術者にあつては、その氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）
五 健康保険法第六十三条第三項第一号若しくは第八十八条第一項又は介護保険法第四十一条第一項若しくは第五十三条第一項の指定を受けている場合は、その旨

六 その他必要な事項

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による申請のあつたものの中から法第四十九条の規定による指定を行なうものとする。
（新設）

4 法第四十九条の三第一項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（前項に規定するものを除く。）は、第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 現に受けている指定の有効期間満了日
二 訸約書

（法第四十九条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

- 第十一条の二 法第四十九条の二第二項第四号（同条第四項）（法第四十九条の三第三項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省

令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十四条第一項（第五十四条の二）第四項において準用する場合を含む。）その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第十条の三 法第四十九条の二 第二項第六号（同条第四項）（法第四十九条の三 第四項及び第五十四条の二 第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三 第四項、第五十四条の二 第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第五十四条第一項（法第五十四条の二 第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第四十九条の二 第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設）

第十条の四 法第四十九条の二 第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

（厚生労働省令で定める指定医療機関）

第十条の五 法第四十九条の三 第四項で準用する健康保険法第六十八条第二項の厚生労働省令で定める指定医療機関又は保険薬剤師（同法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。）である

薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族、若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

（指定介護機関の指定の申請等）

第十条の六 法第五十四条の二 第四項において準用する第四十九条の二 第二項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の施設の種類並びに名称及び所在地
二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は老人保健施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設が、介護保険法第四十二条の二
第一項若しくは第四十八条第一項第一号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨
四 許約書
五 その他必要な事項

2 法第五十四条の二 第四項において準用する第四十九条の二 第四項において準用する同条第一項の規定により指定を受けようとする指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業と

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

法第五十四条の二 第一項の規定により指定を受けようとする介護機関（國の開設した介護機関を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書をその介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護」

して居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行なう事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定福祉用具販売事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売を行う事業（以下「居宅介護支援事業」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定福祉用具販売事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売を行う事業（以下「居宅介護支援事業」という。）の所在地、その事業として法第五十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」といいう。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第五十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」といいう。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地

二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称

三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所

四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行なう事業の種類

五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行なうものとする

六 誓約書

七 (略)
(削除)

(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)

第十条の七 法第五十四条の二第二項ただし書の規定による別段の申出は、前項の規定による申請のあつたものの中から法第五十四条の二第二項本文に係る指定を不要とする旨

して居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行なう事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定福祉用具販売事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売を行う事業（以下「居宅介護支援事業」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定福祉用具販売事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売を行う事業（以下「居宅介護支援事業」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、地域包括支援センター（法第十五条の二第六項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防福祉用具販売事業所」という。）にあつては当該申請に係る介護予防福祉用具販売事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては、その施設の種類並びに名称及び所在地

二 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行なう事業の種類

三 介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項若しくは第五十八条第一項の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨

2 (新設)

一 都道府県知事は、前項の規定による申請のあつたものの中から法第五十四条の二第一項の規定による指定を行うものとする

四 (略)

(新設)

二 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行なう事業の種類

三 介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項若しくは第五十八条第一項の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨

一 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所
二 介護機関の名称及び所在地
三 介護機関の開設者及び管理者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称

(指定期間の別段の申出)

第十条の七 法第五十四条の二第二項ただし書の規定による別段の申出は、前項の規定による申請のあつたものの中から法第五十四条の二第二項本文に係る指定を不要とする旨

(指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)

(新設)

第十一条の八 法第五十五条第二項において準用する第四十九条の

二第一項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師（以下「施術者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）誓約書

二 その他必要な事項

一 前項の申請書には、免許証の写しを添付しなければならない

(保護の実施機関の意見聴取)

第十二条 法第四十九条、第五十四条の二第一項若しくは第五十五条第一項又は第四十九条の三第一項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たつては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第十二条第二項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては第十二条の六第二項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支

第十二条 法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定により都道府県知事が、医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の指定をするに当たつては、その医療機関、介護機関又は助産機関若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第十二条第一項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつては前条第一項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地）の保護の実施機関の意見を聽くことができる。

(新設)

(保護の実施機関の意見聴取)

第十二条 法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定により都道府県知事が、医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の指定をするに当たつては、その医療機関、介護機関又は助産機関若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業所若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地）の保護の実施機関の意見を聽くことができる。

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（同条第一号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所の名称及び所在地

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二（同条第一号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所の名称及び所在地

(削除)

（略）

(標示)

第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第三号の標示を、その業務を行う場所に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国を開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十二条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療

(標示)

第十三条 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、様式第三号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(略)

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国を開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十二条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療

所（生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。）又は薬局にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、國の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第十一条の六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 （略）

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和四十五年法律第十九号）三年、法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五条）第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第一項若しくは第二百二十二条、第一百三条第三項、第一百四条第一項、第一百四十四条第一項、第一百五十五条の九第一項、第一百五十五条の十九第一項、第一百五十五条の二十九第一項若しくは第一百五十五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十四条第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条第一項若しくは（変更等の告示）

第十四条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三（第二号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

（指定の辞退）

第十五条 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第二項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（辞退等に関する告示）

第十六条 都道府県知事が法第五十三条第一項（法第五十五条の二において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）

二 (略)
法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。
一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びそ
の年月日
指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機
関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和二十
九年法律第二百五号）、第二十四条、第二十八条若しくは第二十
九年、健康保険法第九十五条、薬事法（昭和三十五年法律第百
四十五号）、第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項、医師
法（昭和二十三年法律第二百一号）、第七条第一項若しくは第二
項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、第七条第一項
若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の
第十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、
第二百二条、第一百三十条第三項、第一百四十四条第一項、第一百
百五十五条の九第一項、第一百五十五条の九第一項、第一百十一
項、第二百十九条第一項若しくは第二百五十五条の三十五第六項、保健
師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、第十四条第
一項、あんマツツージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する
法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条第一項若しくは

二 (略)
二 法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。
一 第十二条第二号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

〔第十四条第二項又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条第一項若しくは第二十二条に規定する处分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。〕

第十五条 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条、第五十四条の二第二項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(十六番等の開示を含む)第十五条は、都道府県知事が法第五十五条の三(第六条厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(第三号及び第四号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

第十七条 都道府県知事が法第五十三条第一項（法第五十五条の二において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）

(第十五条) 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条又は第五十四条の第二第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

第十五条 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九条又は第五十四条の二第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(話題等でござる場合)
第十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(一)、第三号及び第四号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第五号までに掲げる事項とする。

(話題等に付して在合) 第十六条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の二(第三号及び第四号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第十二条第二号から第五号までに掲げる事項とする。

の定めるところにより、当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 (略)

(厚生労働省令で定める安定した職業)

第十八条の二 法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね六月以上雇用されることが見込まれかつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。

(厚生労働省令で定める事由)

第十八条の三 法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げるものとする。
一 被保護者が事業を開始し、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。
二 就労による収入がある被保護世帯において、当該就労による収入の増加により、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。
三 就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する被保護者が職業(前条に規定する安定した職業を除く。)に就いたことにより、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

(就労自立給付金の支給の申請)

第十八条の四 就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第二項に規定する支給機関(以下「支給機関」という。)に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができると認められること。

(就労自立給付金の支給)

第十八条の五 就労自立給付金は、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した金額を、世帯を単位として保護の廃止の決定の際に支給するものとする。
(三年以内に就労自立給付金の支給を受けた被保護者への不支給)

第十八条の六 就労自立給付金は、就労自立給付金の支給を受けた日から起算して三年を経過しない被保護者には支給しないものとする。ただし、支給機関が当該被保護者が就労自立給付金の支給を受けることにつきやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(第三者の行為による損害についての届出)

第二十二条の二 被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が、第三者の行為によつて生じたときは、当該被保護者は、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所が分からぬときは、その旨)並びに被害の状況を、遅滞なく、保護の実施機関に届け出なければならない。

(費用等の徴収)

第二十二条の三 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を保護の実施機関に提出することによって行うものとする。

めるところにより、当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二一 被保護者の氏名及び住所又は居所
二二 保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）又は就労費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができ
る徴収金の納入に充てる旨

自立給付金の一部を、法第七十八条第一項の規定により保護の実施機関は、前項の規定による申出書の提出があつた場合であつて当該申出に係る徴収金の額を決定するに当たつては、当該徴収金の徴収後においても被保護者が最低限度の生活を維持することができる範囲で行うものとする。

(厚生労働大臣への通知)

第二十二条の四 法第八十三条の二の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を、当該処分を行つた指定医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長に送付して行うものとする。

- 一 処分を行つた指定医療機関の名称及び所在地
二 処分の内容及び処分を行つた年月日
三 処分の理由
四 健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実の内容
五 その他必要な事項

(権限の委任)

第二十三条 法第八十四条の六第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号、第四号、第七号及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第二十三条第一項に規定する権限
二 法第四十五条第一項に規定する権限
三 法第四十九条に規定する指定に関する権限
四 法第五十条第二項に規定する権限

(新設)

(権限の委任)

第二十三条 法第八十四条の五第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第二十三条第一項に規定する権限
二 法第四十五条第一項に規定する権限
三 法第四十九条に規定する指定に関する権限

- 五 法第五十条の二（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限
六 法第五十一条第二項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限
七 法第五十四条第一項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限
八 法第五十四条の二第一項に規定する指定に関する権限
九 法第五十五条の三に規定する権限
十 法第八十四条の四第一項に規定する権限
十一 第八十四条の六第二項の規定により、前項各号に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

(厚生労働省令で定める通常必要とされる費用)

- 第二十四条 生活保護法施行令第十条の二第二項の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が生活保護に関する事務を處理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは、「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と、第十条（第二項及び第四項に限る。）、第十一条（第二項を除く。）から第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）から第十八条までの規定中「都道府県

(大都市の特例)

- 第二十四条 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第十条の二第二項の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が生活保護に関する事務を處理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは、「指定都市の市長」と、「都道府県知事」とあるのは、「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と、第十条（第二項を除く。）から第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）から第十八条までの規定中「都道府県

(新設)

- 四 法第五十条の二（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限
五 法第五十一条第二項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限
六 法第五十四条第一項（法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する権限
七 法第五十四条の二第一項に規定する指定に関する権限
八 法第五十五条の二に規定する権限
(新設)

(新設)

都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第二十五条 生活保護法施行令第十条の二第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十一条（第二項及び第四項に限る。）、第十条の六（第二項に限る。）から第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

様式第一号（第九条関係）

（表）（略）

（裏）

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。
〔報告の微収及び立て込み検査〕

当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。
2|（略）
〔報告等〕

第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若らその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人による認識のできない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）の作成又は保存がされている場合における

この業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人による認識のできない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）の作成又は保存がされている場合における

〔報告等〕

第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、診療報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して、必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。
2|（略）
〔報告の微収及び立て込み検査〕

電磁的記録を含む。第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。
2|（略）
〔介護機関の指定等〕

第五十四条の二（略）
2|（略）
〔介護機関の指定等〕

第五十四条の二（略）
2|（略）

第五十四条の二（略）
2|（略）

4| 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項の規定により指定を受けたものとみなされたものとみなしめたものを含む。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、第五十二条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものと除く。）と、同条第二項、第五十二条第一項及び第一項の規定により指定を受けたものとみなされたものとみなしめたものを含む。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、第五十二条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるも

。知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする

(中核市の特例)

第二十五条 生活保護法施行令第十条の二第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十一条（第二項を除く。）から第十二条まで及び第十四条（第三項に限る。）から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

様式第一号（第九条関係）

（表）（略）

（裏）

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。
〔報告の微収及び立て込み検査〕

当該電磁的記録を含む。第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。
2|（略）
〔報告等〕

第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、診療報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して、必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。
2|（略）
〔報告の微収及び立て込み検査〕

電磁的記録を含む。第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。
2|（略）
〔介護機関の指定等〕

第五十四条の二（略）
2|（略）
〔介護機関の指定等〕

第五十四条の二（略）
2|（略）

第五十四条の二（略）
2|（略）

第五十四条の二（略）
2|（略）

第五十四条の二（略）
2|（略）

4| 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項の規定により指定を受けたものとみなされたものとみなしめたものを含む。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、第五十二条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるも

五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、

社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同條第四項中「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十五条の五若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をし、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)
注 意
一 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
二 この証票は、職名の異動を生じ、又は不要になつたときは速やかに返還しなければならない。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)
注 意
一、この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
二、この証票は、職名の異動を生じ、又は不要になつたときは速やかに、返還しなければならない。

生活保護法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第五十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、生活保護法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

（改正法附則第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める期間等）

第二条 改正法附則第五条第二項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。

2 改正法附則第五条第三項において読み替えて準用する生活保護法（以下この条において「法」という。）

）第四十九条の三第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 病院若しくは診療所又は薬局 改正法附則第五条第一項の規定により法第四十九条の指定を受けたものとみなされた日から健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十八条第一項の規定により同法第六

十三条第三項第一号の指定の効力が失われる日の前日までの期間（当該前日がこの省令の施行の日（第

三号において「施行日」という。）から一年以内に到来する場合にあっては、当該前日から六年を経過する日までの期間）

二 生活保護法施行令第四条第一号に掲げる機関（健康保険法第八十九条第二項の規定により同条第一項の指定があつたものとみなされたものを除く。） 六年

三 生活保護法施行令第四条第一号に掲げる機関（健康保険法第八十九条第二項の規定により同条第一項の指定があつたものとみなされたものに限る。）及び同条第二号に掲げる機関 改正法附則第五条第一項の規定により法第四十九条の指定を受けたものとみなされた日から介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第七十条の二第一項（第七十八条の十二及び第一百十五条の十一において準用する場合を含む。）に規定する指定の有効期間の満了の日までの期間（当該日が施行日から一年以内に到来する場合については、当該日から六年を経過する日までの期間）

（準備行為）

第三条 この省令による改正後の生活保護法施行規則第十八条の四の規定による申請書の提出は、この省令の施行前においても行うことができる。

(様式の経過措置)

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証票は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際に現にある旧様式による証票については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について

平成二十五年一月五日（火）閣僚懇談会
厚生労働大臣発言要旨

一、厚生労働省においては、生活扶助基準について、審議会の検証結果を踏まえた制度内の「歪み」の調整や、近年のデフレ傾向を踏まえた調整を行うことにより、適正化を図ることにしています。

二、これに伴う他制度への影響については、政府として、次のとおりの対応方針とすることがありますことを確認いたします。

- ① まず、個人住民税の非課税限度額等については、平成二十五年度の影響はなく、平成二十六年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応すること。
- ② 次に、その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、影響を受ける制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とすること。

③ 最後に、地方自治体で独自に実施している事業については、地方自治体に対して国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼すること。

三、今回の生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に影響ができる限り及ばないよう、引き続き、各府省の「協力をお願いします。」

厚生労働省発社援0415第1号
平成26年4月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（通知）

生活扶助基準については、その適正化の観点から、平成25年8月1日から3年程度かけて段階的に新たな基準に見直しを行うこととしています。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、平成25年2月5日に全閣僚で対応方針（以下「政府の対応方針」という。）（別添）を確認しています。

これを踏まえ、これまで、各地方自治体に対しては、当職から通知※を発出し、政府の対応方針をお示しするとともに、その趣旨を御理解いただいた上で、地方自治体で独自に実施されている事業についても適切に御判断・御対応いただくようお願いさせていただいていたところですが、政府の対応方針について、その趣旨を御理解いただいた上で、適切に御判断・御対応いただくよう、改めてお願いいたします。

なお、各地方自治体におかれでは、内部部局に広範な周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれでは、貴管内市区町村に対する周知につき、御配慮をお願いいたします。

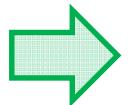
※「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年5月16日付け厚生労働省発社援0516第2号厚生労働事務次官通知）

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年9月3日付け厚生労働省発社援0903第1号厚生労働事務次官通知）

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)



- 25年度は影響は無い。
- 26年度以降の税制改正において対応。
- 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

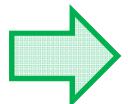
2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度



- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。（就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等）
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。（中国残留邦人への給付等）

3. 地方単独事業

(例:準要保護者に対する就学援助)



- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼

